

第69回 定時株主総会招集ご通知

※本招集ご通知は、電子提供措置事項を記載した書面です。
書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様には、
一律に本招集ご通知をお送りしています。

株主総会にご出席いただけない場合

インターネットまたは郵送により
議決権を行使していただきますよう
お願い申し上げます。



議決権
行使期限

2024年6月19日（水曜日）
午後5時15分 入力または到着分まで

開催情報

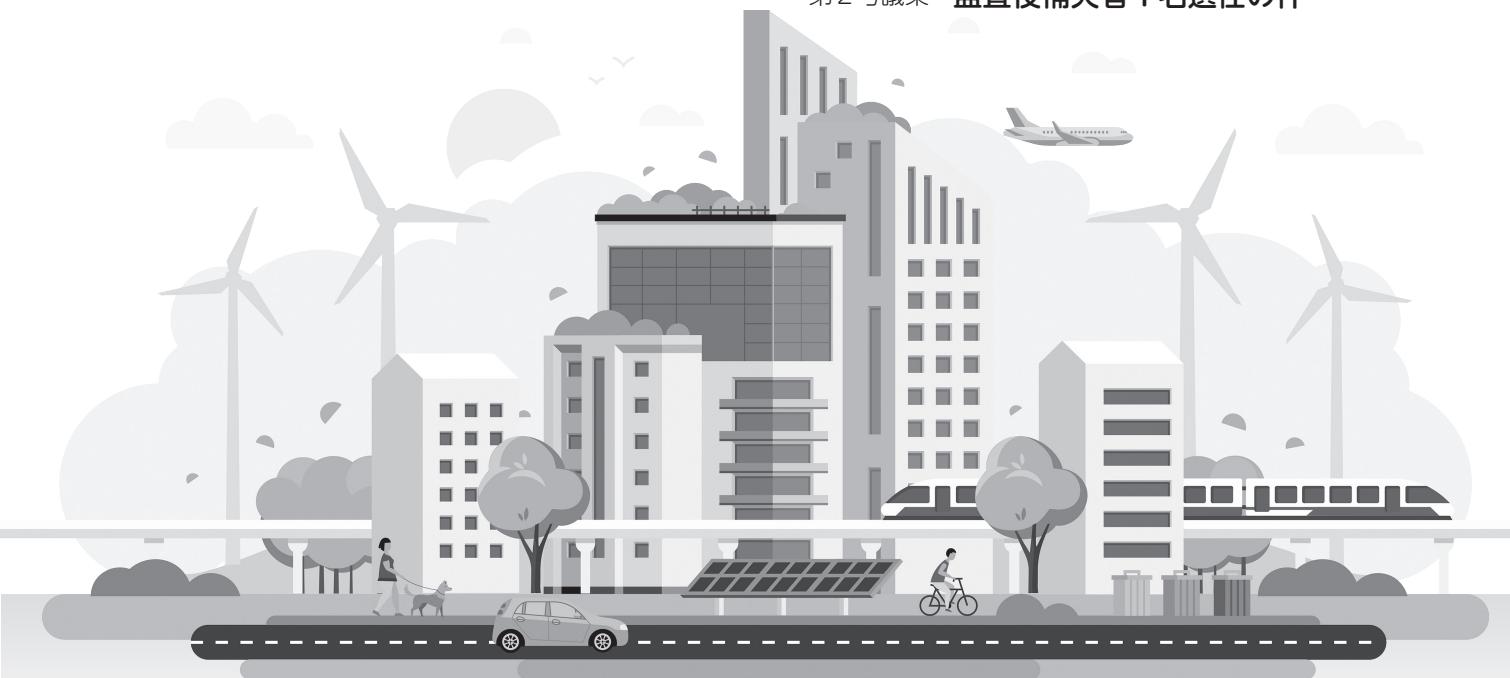
日時 | 2024年6月20日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 | 大阪市中央区南船場4丁目2番4号
ハートンホール日本生命御堂筋ビル
12階「コスモス」
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

会場が変わりましたので、ご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役補欠者1名選任の件



(証券コード5936)
2024年6月4日

株 主 各 位

大阪府中央区南船場二丁目3番2号
東洋シャッター株式会社
代表取締役社長 岡 田 敏 夫

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.toyo-shutter.co.jp>



上記ウェブサイトへアクセスいただき、上部メニューより「IR情報」「株主総会」の順にご選択いただき、ご確認ください。また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東洋シャッター」又は「コード」に当社証券コード「5936」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）へアクセスしていただき、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2024年6月19日（水曜日）午後5時15分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月19日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日時 2024年6月20日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場所 大阪市中央区南船場4丁目2番4号
ハートンホール日本生命御堂筋ビル12F「コスモス」
*開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第69期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役補欠者1名選任の件

以上

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
監査報告

計算書類
監査報告

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供制度の施行に伴い、電子提供措置事項について前記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
 - ①事業報告の業務の適正を確保するための体制
 - ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ③連結計算書類の連結注記表
 - ④計算書類の株主資本等変動計算書
 - ⑤計算書類の個別注記表従いまして、当該書面に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前及び修正後の事項を前記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
4. その他のご案内
 - ◎お体をご不自由なまたは障がいのある株主様へ
 - ・車いすのサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等が必要な場合には前日までにご連絡をお願いいたします。(☎06-4705-2110)
 - ・車椅子の方がご利用いただけるお手洗いは1階でございます。

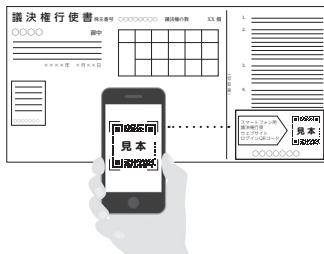
株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

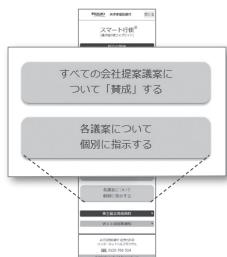
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

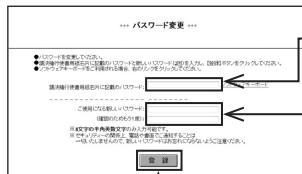
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	おか だ とし お 岡 田 敏 夫 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長兼執行役員社長、全般統括	10回／10回 (100%)
2	の むら ひろし 能 村 宏 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役専務兼専務執行役員、東京代表兼営業推進統括部長	10回／10回 (100%)
3	た ばた かつ し 田 畑 勝 志 <input type="checkbox"/> 再任	取締役兼専務執行役員、営業本部長	10回／10回 (100%)
4	わき がわ かず のり 脇 川 和 則 <input type="checkbox"/> 再任	取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長	10回／10回 (100%)
5	むら せ あつ し 村 瀬 厚 司 <input type="checkbox"/> 再任	取締役兼常務執行役員、生産製品本部長	10回／10回 (100%)
6	マーチン・ハーマン <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	取締役	8回／10回 (80%)
7	みず の くみ こ 水 野 久美子 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 独立社外	取締役	10回／10回 (100%)
8	なか ざわ み お こ 中 澤 未生子 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 独立社外	取締役	7回／7回 (100%)

※中澤未生子氏の出席状況は、2023年6月22日取締役就任以降の出席状況です。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
監査報告

計算書類
監査報告

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<div data-bbox="319 178 414 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div>  <p data-bbox="243 465 488 500" style="text-align: center;">おか だ とし お 岡 田 敏 夫</p> <p data-bbox="243 515 488 550">(1962年11月4日生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在任年数 27年 ・所有する当社株式数 38,800株 	<p>1986年 4 月 川鉄商事(株) (現 J F E 商事(株)) 入社</p> <p>1991年 4 月 当社入社</p> <p>1994年10月 当社営業企画室長</p> <p>1997年 6 月 当社取締役企画室長</p> <p>1999年 4 月 当社取締役管理本部副本部長兼企画室長</p> <p>2000年 4 月 当社取締役総務部担当兼企画室長</p> <p>2001年 6 月 当社取締役生産事業部、総務部、経理部担当兼企画室長</p> <p>2002年10月 当社常務取締役東日本地区事業部担当兼関東ビル建事業部長</p> <p>2003年 4 月 当社常務取締役東京本社統括</p> <p>2007年 4 月 当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長兼新規事業開発部長</p> <p>2008年 4 月 当社取締役兼常務執行役員企画管理本部管掌兼 企画管理本部長兼新規事業開発部長</p> <p>2009年 4 月 当社常務取締役兼常務執行役員業務企画統括部長</p> <p>2010年 4 月 当社代表取締役社長兼執行役員社長、全般統括 現在に至る</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>岡田敏夫氏は、1991年入社以来、営業企画、管理、生産等経営全般に従事し、1997年6月から取締役に就任しており、2010年4月から代表取締役社長を務めております。代表取締役社長として強いリーダーシップの発揮により中期経営計画「TOYO REBORN 3」の2年目で最終年度の目標数値を達成するなど優れた統率力で組織を牽引しております。</p> <p>よって、当社における経営全般及び管理運営業務に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">再任</div>  <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">の むら ひろし 能 村 宏</div> <p>(1962年7月6日生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在任年数 9年 ・所有する当社株式数 12,900株 	<p>1986年4月 (株)第一勧業銀行(現株みずほ銀行) 入行 1986年4月 当社執行役員、事業統括部副統括部長 1987年10月 当社執行役員、事業統括部副統括部長兼事業戦略室長 1988年4月 当社常務執行役員、業務企画統括部長兼事業戦略室長 1989年6月 当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長兼事業戦略室長 1990年10月 当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長、事業戦略室担当 1991年4月 当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長 1992年4月 当社取締役兼常務執行役員、ユニット副総括兼営業推進担当 1993年4月 当社専務取締役兼専務執行役員、営業推進担当 1994年6月 当社代表取締役専務兼専務執行役員、全般統括、営業推進担当 1995年4月 当社代表取締役専務兼専務執行役員、全般統括兼営業担当 1996年4月 当社代表取締役専務兼専務執行役員、東京代表兼営業推進担当 1997年4月 当社代表取締役専務兼専務執行役員、東京代表兼 営業推進統括部長 現在に至る</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 能村宏氏は、金融機関における20年以上の経験に加え、2014年4月入社以来、執行役員に就任し営業を担当しており、2015年6月には取締役に就任し、業務企画や事業戦略を担当しております。加えて2019年6月からは代表取締役専務として営業推進のみならず、経営全般においても高い知見と行動力を発揮しております。 よって、当社の経営全般や営業推進に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
監査報告

計算書類
監査報告

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">再任</div>  <p style="text-align: center;">た ばた かつ し 田 畑 勝 志 (1962年8月16日生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在任年数 5年 ・所有する当社株式数 6,700株 	<p>1985年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社京都支店長 2013年 4 月 当社奈良工場長 2014年 4 月 当社事業統括部、営業部長（営業戦略強化担当） 2016年 4 月 当社関西ユニット長兼大阪支店長 2017年 4 月 当社執行役員、関西ユニット長 2018年 4 月 当社上席執行役員、関西ユニット長 2019年 4 月 当社常務執行役員、東日本・関西・西日本・EM担当 2019年 6 月 当社取締役兼常務執行役員、東日本・関西・西日本・EM担当 2020年 4 月 当社取締役兼常務執行役員、営業部門担当 2022年 4 月 当社取締役兼常務執行役員、営業統括 2023年 4 月 当社取締役兼常務執行役員、営業本部長 2024年 4 月 当社取締役兼専務執行役員、営業本部長 現在に至る</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 田畑勝志氏は、1985年入社以来、営業部門や生産部門等の業務に従事し、2017年4月には執行役員、2018年4月には上席執行役員、2019年6月には取締役に就任し、営業活動全般を統括しております。 よって、当社の営業活動に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日) 再任	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	 <p data-bbox="243 471 485 511">わさ かわ かず のり 脇 川 和 則</p> <p data-bbox="243 523 485 553">(1963年6月29日生)</p> <ul data-bbox="243 583 485 669" style="list-style-type: none"> ・在任年数 5年 ・所有する当社株式数 8,800株 	<p data-bbox="511 182 1256 492"> 1986年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 2013年2月 (株)エーデルワイス入社 2013年4月 同社常務執行役員 2018年2月 当社入社 業務企画統括部担当部長 2018年4月 当社常務執行役員、業務企画統括部長兼事務管理部長 2019年4月 当社常務執行役員、業務企画統括部長 2019年6月 当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長 2020年4月 当社取締役兼常務執行役員、業務企画担当 2023年4月 当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長 現在に至る </p>
<p data-bbox="243 681 1347 863"> 【取締役候補者とした理由】 脇川和則氏は、金融機関における20年以上の経験に加え、当社以外の事業会社において企業経営に携わった経験もあり、2018年2月に当社入社後も新たな営業企画や生産計画、事業戦略等の業務に従事し、2019年6月には取締役就任し、製品の拡販に努めるなど企画業務を総括しております。よって、当社の企画業務に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 </p>		

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
監査報告

計算書類
監査報告

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	<div data-bbox="319 178 414 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div>  <p data-bbox="243 465 485 500">むら せ あつ し 村 瀬 厚 司</p> <p data-bbox="243 515 485 550">(1964年1月21日生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="243 576 485 601">・在任年数 2年 <li data-bbox="243 606 485 662">・所有する当社株式数 4,800株 	<p data-bbox="511 172 1332 616"> 1982年 4 月 (株)日本シャッター製作所入社 1987年10月 当社と(株)日本シャッター製作所が合併 2013年 4 月 当社中四国支店長 2014年11月 当社大阪支店営業部長兼事業戦略室部長 2015年 4 月 当社奈良工場長 2016年 4 月 当社関西ユニット副ユニット長兼奈良工場長 2019年 4 月 当社生産事業部副事業部長兼奈良工場長 2020年 4 月 当社生産事業部長兼奈良工場長 2021年 4 月 当社執行役員、生産事業部長 2022年 4 月 当社常務執行役員、生産担当兼商品企画担当兼生産事業部長 2022年 6 月 当社取締役兼常務執行役員、生産担当兼商品企画担当兼生産事業部長 2023年 4 月 当社取締役兼常務執行役員、生産製品本部長 現在に至る </p>
<p data-bbox="243 677 1332 889"> 【取締役候補者とした理由】 村瀬厚司氏は、1982年入社以来、営業や設計、事業戦略や生産等の幅広い業務に従事し、2015年4月から2021年3月まで当社の基幹工場である奈良工場長として製品品質の改善に功績があり、2021年4月には執行役員、2022年4月には常務執行役員、同年6月には取締役に就任し、生産全般や商品企画を統括しております。 よって、当社の生産事業に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 </p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	<div data-bbox="269 178 470 213" style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 再任 社外 </div> <div data-bbox="269 228 462 462" style="text-align: center;">  </div> <p data-bbox="254 473 485 545">マーチン・ハーマン (1965年3月5日生)</p> <ul data-bbox="243 571 477 662" style="list-style-type: none"> ・在任年数 9年 ・所有する当社株式数 0株 	<p data-bbox="515 175 1347 235">1995年 1月 ハーマン・フェアカウフスゲゼルシャフト（合）マネージングパートナー 現在に至る</p> <p data-bbox="515 269 1230 329">1998年 1月 ハーマン北京ドア・プロダクション(株)取締役会会長 現在に至る</p> <p data-bbox="515 334 1301 394">1998年 3月 ハーマン・ベタイリグングス(有)マネージングディレクター 現在に至る</p> <p data-bbox="515 399 798 459">2015年 6月 当社取締役 現在に至る</p> <p data-bbox="254 671 1347 822"> 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 マーチン・ハーマン氏は、1995年のハーマン・フェアカウフスゲゼルシャフト（合）のマネージングパートナーを始め、ハーマン北京ドア・プロダクション(株)の取締役会会長に就任するなど、複数の海外企業経営者としての豊かな経験と優れた識見を当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 </p>

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
監査報告

計算書類
監査報告

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	<div data-bbox="269 178 470 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div data-bbox="371 178 470 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立社外</div>  みず の く み こ 水 野 久 美 子 (1960年3月19日生)	1982年 4 月 日本火災海上保険(株) (現損害保険ジャパン(株)) 入社 1991年10月 青山監査法人入所 1995年 5 月 水野会計事務所所長 現在に至る 2015年 6 月 当社取締役 現在に至る
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 水野久美子氏は、公認会計士としての豊かな経験と優れた識見を当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		
<p>【独立性に係る事項】 同氏の兼職先と当社との間には、取引等の利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 よって、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。同氏の再選が承認された場合、同届け出を継続する予定であります。</p>		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
8	<p>再任 独立社外</p>  <p>なかざわ みおこ 中澤 未生子 (1974年4月9日生)</p> <p>・在任年数 1 年 ・所有する当社株式数 0株</p>	<p>2002年10月 弁護士登録 2002年10月 久保井総合法律事務所入所 2017年 4 月 エマーブル経営法律事務所開設 2019年 6 月 ㈱i-plug社外監査役 現在に至る 2022年 5 月 ㈱パルグループホールディングス社外監査役 現在に至る 2023年 1 月 ㈱エマーブルコンサルティング設立、代表取締役 現在に至る 2023年 6 月 当社取締役 現在に至る</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 中澤未生子氏は、弁護士としての豊かな経験ならびに企業経営への助言業務を通じて培われた優れた識見を、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に活かしていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお同氏は、過去に直接的に会社の経営に関与された経験こそないものの、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		
<p>【独立性に係る事項】 同氏の兼職先と当社との間には、取引等の利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 よって、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。同氏の再選が承認された場合は、同届け出を継続する予定であります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、社外取締役マーチン・ハーマン氏、水野久美子氏及び中澤未生子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が再選された場合には、本契約を継続する予定であります。
当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告「4. (2) 責任限定契約の内容の概要」25頁に記載のとおりです。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を取締役全員を被保険者として締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」26頁に記載のとおりです。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考：取締役会、監査役会のスキルマトリックスについて

第1号議案及び第2号議案が承認された場合の取締役会・監査役会の構成及び各役員に対して特に経験・専門性を活かすことを期待する分野は下記のとおりです。

氏名	役職	スキル・経験						
		企業経営/ 経営戦略	営業/ マーケティング	生産技術	商品企画	財務/会計	法務/ ガバナンス	リスク マネジメント/ コンプライアンス
岡田敏夫	代表取締役社長	○		○		○		○
能村宏	代表取締役専務	○	○			○	○	
田畑勝志	取締役		○	○				
脇川和則	取締役	○	○			○		
村瀬厚司	取締役		○	○	○			
マーチン・ハーマン	社外取締役	○	○	○				
水野久美子	社外取締役					○		○
中澤未生子	社外取締役						○	○
林修一	常勤監査役		○	○				○
松澤慎治	常勤監査役		○					
嶋田薫	社外監査役					○		○
野中徹也	社外監査役						○	○

※上記一覧表は、必ずしも各役員の有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

第2号議案 監査役補欠者1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ監査役補欠者1名の選任をお願いするものであります。

嶋田修一氏は社外監査役の補欠者として選任をお願いするものであります。

本議案提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、候補者からは、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 新任 独立社外 </div>  <p>嶋田修一 (1970年12月6日生)</p> <p>・所有する当社株式数 0株</p>	<p>1999年4月 弁護士登録 1999年4月 なにわ橋法律事務所入所 2004年10月 法修館法律事務所設立 現在に至る 2018年4月 豊中簡易裁判所司法委員 現在に至る 2020年5月 ハニューフーズ㈱コンプライアンス社外専門家委員 現在に至る</p>
<p>【社外監査役補欠者候補とした理由】 嶋田修一氏は、弁護士としての豊富な経験と優れた識見を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役補欠者として選任をお願いするものであります。なお同氏は、過去に社外専門家委員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	
<p>【独立性に係る事項】 同氏の兼職先と当社との間には、取引等の利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 よって、当社は、同氏が社外監査役に就任することとなった場合、東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に届け出を行う予定であります。</p>	

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、嶋田修一氏が社外監査役に就任することとなった場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告「4. (2) 責任限定契約の内容の概要」25頁に記載のとおりです。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を監査役全員を被保険者として締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」26頁に記載のとおりです。嶋田修一氏が監査役に就任することとなった場合には、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

社外役員の独立性基準

当社では社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準として、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」）に加え、監督機能を発揮するために高い専門性と豊富な経験を有していることを独立性の判断基準とします。

但し、ガイドライン上の、①当社を主要な取引先とする者、②当社の主要な取引先である者、③役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタントの定義は下記のとおりであり、いずれの項目にも該当しない社外役員を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立社外役員と判断します。

①当社を主要な取引先とする者とは取引先の年間連結売上高の2%以上であること

②当社の主要な取引先である者とは当社の年間連結売上高の2%以上の取引がある、または年間連結総資産の2%以上の融資を当社に行っている者であること

③役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているとは、当社から弁護士・公認会計士・税理士等コンサルタントとして取締役・監査役報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を支払っている者、または恒常的に顧問契約を締結している者であること

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が一段と進む中、景気は足踏みも見られるものの総じて緩やかに回復を続けました。しかしながら、不安定な国際情勢の中、原材料価格やエネルギー価格の高騰、また物価の上昇等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当シャッター業界を取り巻く状況としましては、民間設備投資需要は持ち直しの動きがみられますが、大型物件における受注競争は依然激しく、鋼材を中心とした原材料価格も高止まりが続くなど、引き続き厳しい環境にあります。

このような状況下、当社グループは、中期経営計画『TOYO REBORN 3』の2年目として、全社一丸となり販売価格水準の更なる向上に取り組むと共に、戦略的な受注活動や、受注済み案件の採算改善などに注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度における受注高は前年同期比7.6%増の21,804百万円となり、売上高は21,487百万円（前年同期比3.9%増）、営業利益は1,480百万円（前年同期比71.2%増）、経常利益は1,367百万円（前年同期比68.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は959百万円（前年同期比71.7%増）となりました。

(2)資金調達の状況及び設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資は、総額585百万円であり、その主なものは、設備の更新であり、自己資金とリースにより調達しております。

(3)対処すべき課題

[中期的な経営戦略]

今後の見通しにつきましては、景気は緩やかな回復が続くことが期待される一方、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや、物価上昇、金融資本市場の変動などが懸念され、依然として先行き不透明な状況が続くものと見込まれます。

また当シャッター・ドア業界においては、民間設備投資需要は持ち直しの動きが続くとみられるものの、鋼材・部品の価格上昇、物流コストや人件費の上昇などが業績に影響を及ぼす見通しであり、厳しい事業環境が続くことが予想されます。

このような予断を許さない状況ではありますが、当社グループといたしましては、中期経営計画『TOYO REBORN 3』の最終年度を迎えるにあたり、3年間の総仕上げとして全社一丸となって企業品質の向上に邁進するとともに、販売価格の維持向上や業務効率化の推進により、更なる収益力向上に取り組んでまいります。

以上により、2025年3月期の通期業績予想といたしましては、売上高は20,500百万円、営業

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

利益は1,450百万円、経常利益は1,350百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は900百万円を見込んでおります。

株主各位におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

[経営理念]

私たちは企業品質の向上を目指し、安全・安心・快適・感動を提供するとともに持続可能な社会づくりに貢献します。

[経営ビジョン]

- (1) 社会への貢献
「防ぐ」をキーワードに、ユーザーのいまと未来を守ります
- (2) 企業力を磨く
社会から常に必要とされる企業となるために、強靱な企業基盤を構築します
- (3) 変革への挑戦
あらゆることを一から見直し、「BEST」な企業品質を追求します
- (4) 人財の育成
熱意と誇りを持ち、お客さまに信頼される企業人を育成します

[中期経営計画重点施策]

- (1) 販売価格水準の向上と生産効率の改善により、基幹事業の収益力向上を図る。
- (2) シャッター・ドア・金物の専門メーカーとして、顧客からの高い信頼を勝ち取るべく、製品品質、施工品質など企業品質の更なる向上を図る。
- (3) 変化する社会ニーズに柔軟に対応しつつ、SDGsへの取り組みや、特長ある防火・防煙・防音・防水製品の安定供給により、広く社会に貢献する。
- (4) フェーズフリーやカーボンニュートラルの考え方に沿った商品開発を行うとともに、新たな事業展開をも模索し、成長戦略に繋げる。
- (5) 旧来の考え方にとらわれず、業務効率化、合理化、DXなどのコーポレートトランスフォーメーションを徹底推進する。
- (6) コーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえ、ガバナンスを更に強化するとともに、株主や従業員などステークホルダーの満足度向上に向け、積極的な情報発信を行う。
- (7) 人的資本の充実に向け、実務教育によるスキル向上と、未来を担う幹部候補の育成を図る。
- (8) 企業価値の向上のため、設備投資や配当について、積極的かつ最適なキャッシュフロー配分を行う。

(4) 財産及び損益の状況の推移

	2020年度 第66期	2021年度 第67期	2022年度 第68期	2023年度 第69期 (当連結会計年度)
受 注 高	19,479,805 千円	20,463,941 千円	20,258,095 千円	21,804,740 千円
売 上 高	19,714,275 千円	19,737,131 千円	20,687,949 千円	21,487,506 千円
経 常 利 益	577,782 千円	650,221 千円	813,507 千円	1,367,335 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	420,884 千円	412,778 千円	559,003 千円	959,635 千円
1株当たり当期純利益	66円42銭	65円15銭	88円24銭	151円50銭
総 資 産	16,811,141 千円	17,736,518 千円	18,665,286 千円	20,327,270 千円
純 資 産	7,184,051 千円	7,518,248 千円	7,930,289 千円	8,975,089 千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均株式数（除く自己株式数）で除して算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第67期の期首から適用しており、第67期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況（2024年3月31日現在）

①親会社

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主要な事業内容
南東洋シャッター株式会社	千円 20,000	% 100	外 注 業 務 の 請 負

(6) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

各種シャッター及びその他の建築用建具・建材の製造・取付及び販売
 防災・防犯機器の製造・取付及び販売
 建築用金物・船舶用金物・装飾金物・家具厨房機器の製造及び販売
 建築物の設備機器・資材・什器設備・消耗品の仕入・販売及び輸出入に関する業務
 各種電気輸送機及び電気装置用機械器具ならびに材料の販売・据付及び修理
 上記の保守業務
 不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理
 工業所有権・著作権等の無体財産権・ノウハウ・システムエンジニアリング・その他ソフトウェアの取得・貸与及び販売
 上記に関連する業務

(7)主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

本 社 大阪市
東京本社 東京都中央区
支 店 東京支店(東京都中央区)、東京ビル建支店(東京都中央区)、
名古屋支店(名古屋市)、京都支店(京都市)、大阪支店(大阪市)、
大阪ビル建支店(大阪市)、中四国支店(広島市)、九州支店(福岡県糟屋郡)、
東日本メンテサービス支店(東京都中央区)、関西メンテサービス支店(大阪市)
営 業 所 全国主要都市50ヶ所
工 場 つくば工場(茨城県稲敷市)、奈良工場(奈良県磯城郡)、
九州工場(鹿児島県始良市)
子 会 社 南東洋シャッター株式会社(鹿児島県始良市)

(8)従業員の状況（2024年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業の部門等の名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
管 理 部 門	46名	—
営 業 部 門	352名	16名減
製 造 部 門	120名	2名増
合 計	518名	14名減

(注) 上記従業員数には嘱託従業員及びパート従業員（合計97名）は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
498名	15名減	43.2歳	17.4年

(注) 上記従業員数には嘱託従業員及びパート従業員（合計95名）は含んでおりません。

(9)主要な借入先（2024年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,166,000 ^(千円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	390,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	382,000
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	311,300
株 式 会 社 り そ な 銀 行	220,000

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

2 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

(1)発行済株式の総数

①発行可能株式総数	17,748,000株
②発行済株式の総数（自己株式含む）	6,387,123株

(2)株主数 3,637名

(3)上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
DEUTSCHE BANK AG FRANKFURT CC CLT HOERMANN BETEILIG 4004020	1,259,200株	19.9%
東洋シッター取引先持株会	783,980株	12.4%
東洋シッター従業員持株会	523,228株	8.3%
株式会社みずほ銀行	313,374株	4.9%
下村正一	245,000株	3.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	226,400株	3.6%
愛知電機株式会社	125,444株	2.0%
日本生命保険相互会社	119,207株	1.9%
中央日本土地建物株式会社	114,159株	1.8%
スガツネ工業株式会社	110,200株	1.7%

- (注) 1. 上記持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 99,600株
2. 上記、持株比率は自己株式（53,428株）を控除して計算しております。
3. 当社として実質所有が確認できたDEUTSCHE BANK AG FRANKFURT CC CLT HOERMANN BETEILIG 4004020の持株数については合算（名寄せ）しておりますが、その他については、株主名簿の記載どおりに記載しております。

(4)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 兼執行役員社長	岡 田 敏 夫	全般統括
代表取締役専務 兼専務執行役員	能 村 宏	東京代表兼営業推進統括部長
取 締 役 兼常務執行役員	脇 川 和 則	業務企画統括部長
取 締 役 兼常務執行役員	田 畑 勝 志	営業本部長
取 締 役 兼常務執行役員	村 瀬 厚 司	生産製品本部長
取 締 役	マーチン・ハーマン	ハーマン・ベタイリグングス（有）マネージングディレクター
取 締 役	水 野 久 美 子	水野会計事務所所長
取 締 役	中 澤 未 生 子	株式会社エマールコンサルティング代表取締役 株式会社i-plug社外監査役 株式会社パルグループホールディングス社外監査役
常 勤 監 査 役	林 修 一	
常 勤 監 査 役	松 澤 慎 治	
監 査 役	嶋 田 薫	嶋田薫公認会計士税理士事務所所長
監 査 役	野 中 徹 也	弁護士法人なにわ橋法律事務所社員弁護士 株式会社ユーシン精機社外監査役

- (注) 1. 取締役マーチン・ハーマン氏、水野久美子氏及び中澤未生子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、取締役水野久美子氏及び中澤未生子氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役嶋田薫氏及び野中徹也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役嶋田薫氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
3. 監査役嶋田薫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役野中徹也氏は、弁護士としての豊かな経験と優れた識見を有するものであります。また、同氏は2023年4月に株式会社ユーシン精機の社外監査役に就任しています。
5. 当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者峯本耕治氏を選任しております。
6. 2023年6月22日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、堀井昌弘氏は任期満了により取締役を退任し、南山芳毅氏は辞任により監査役を退任しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

6. 取締役に関する人事異動を2024年4月1日付にて行っており、その内容は次のとおりであります。

異動後の会社における地位	氏名	異動後の会社における担当
取締役 兼専務執行役員	田畑勝志	営業本部長

7. 当社は執行役員制度を採用しており、取締役兼務者を除く2024年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
常務執行役員	野中真也	経営企画統括部長
上席執行役員	花井直樹	業務企画統括部副統括部長
上席執行役員	楠本良治	企業品質統括部長兼リスク管理部長兼品質管理部長
執行役員	西影憲介	営業本部副本部長
執行役員	奥野貴史	営業本部副本部長兼大阪ビル建支店長
執行役員	山下達也	営業本部東京ビル建支店長兼東京支店長
執行役員	築山清一	生産製品本部副本部長兼技術部長

8. 執行役員に関する人事異動を2024年4月1日付にて行っており、その内容は次のとおりであります。

異動後の会社における地位	氏名	異動後の会社における担当
常務執行役員	西影憲介	営業本部副本部長
上席執行役員	楠本良治	企業品質統括部長兼業務監査部長兼品質管理部長

(2)責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役又は社外監査役がその任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役又は社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社及び当社子会社である南東洋シャッター株式会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。但し、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	118,027 (12,600)	118,027 (12,600)	－ (－)	－ (－)	9 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	32,892 (7,200)	32,892 (7,200)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
合 計 (うち社外役員)	150,920 (19,800)	150,920 (19,800)	－ (－)	－ (－)	14 (6)

(注) 上記員数には2023年6月22日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1991年6月12日開催の定時株主総会において月額35百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、16名です。

監査役の金銭報酬の額は、1991年6月12日開催の定時株主総会において月額10百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、当社グループの経営方針に基づき、役員が中長期的に業績を発展させ、企業価値の最大化に資するように考慮しております。これに従い、業績、役位、職責等を総合的に勘案し、株主総会で承認された報酬枠内において取締役の報酬はその額及び配分を取締役会において決定しております。またその内訳は、定額制で固定給部分のみとなっておりますが、その固定給部分については前年度の業績を反映させた報酬となっております。業績連動報酬、株式報酬については支給していません。

なお、当事業年度における当社の取締役の報酬等については、2023年6月22日開催の取締役会で取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

俸額の決定については、取締役会決議によって定められた「役員報酬内規」にあらかじめ規定されております。俸額決定の指標は、職責に応じた役位毎の固定の金銭報酬となっており、フロー収益を重視する目的から当期純利益及び経常利益の期初目標達成率としており、その評価によって役職毎の俸額が決定されます。報酬については毎年7月1日を改定時期としております。

社外取締役の報酬は、経営に対する独立性の強化を重視し、期初目標達成率を使用しない固定報酬のみ支給しております。

監査役の報酬は、監査役の協議において決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役マーチン・ハーマン氏は、当社の大株主でありますハーマン・ベタイリグングス(有)のマネージングディレクターであります。

取締役水野久美子氏は、水野会計事務所の所長であります。当社と当該事務所との間には特別な関係はありません。

取締役中澤未生子氏は、弁護士で、株式会社エマールコンサルティングの代表取締役であり、株式会社i-plug及び株式会社パルグループホールディングスの社外監査役であります。当社と各会社との間には特別な関係はありません。

監査役嶋田薫氏は、嶋田薫公認会計士税理士事務所の所長であります。当社と当該事務所との間には特別な関係はありません。

監査役野中徹也氏は、弁護士法人なにわ橋法律事務所の社員弁護士であり、弁護士法人なにわ橋法律事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。それ以外の特別な関係はありません。また、株式会社ユーシン精機の社外監査役であります。当社と当該会社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び役割に関して行った職務の概要
社外取締役	マーチン・ハーマン	当事業年度に開催された取締役会10回のうち8回に出席いたしました。 複数の海外企業経営者としての豊かな経験と優れた識見から、取締役会において、中長期的に影響する費用対効果に関する質問を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	水野久美子	当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。 主に公認会計士の見地から、取締役会では専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の答申決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	中澤未生子	2023年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会のうち就任以降に開催された7回の全てに出席いたしました。 主に弁護士の見地から、取締役会では専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、取締役就任以降、当事業年度に開催された委員会の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の答申決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役	嶋田 薫	当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査役会9回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社の財務及び会計等について適宜、必要な発言を行っております。 加えて、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の答申決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役	野中 徹也	当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査役会9回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

栄監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	33,500 千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	33,500 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、①の金額には、金融商品取引法の監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等について、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて、検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 剰余金の配当等に関する方針

当社グループは、中長期的な企業価値の向上と安定的な経営基盤の確保に努めながら、株主の皆様への利益還元とのバランスの最適化を、経営の最重要課題の一つとして位置付けております。今後につきましても、企業品質向上やSDGsへの取り組みを推進するための設備投資や研究開発に必要な内部留保を確保しつつ、財務状況も勘案のうえ、最適かつ積極的なキャッシュ・フロー配分を行ってまいります。

この方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、2024年5月8日に「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、1株当たり年間31円の配当を行います。

なお、2024年5月13日に開示いたしました「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」に記載いたしましたとおり、2025年3月期配当金からは配当性向について従来の20%を見直し、30%といたします。よって、2024年度につきましても、1株当たり42円の年間配当を予定しております。

7 その他会社の現況に関する重要な事項

(重要な訴訟事件等)

当社は、2010年6月、公正取引委員会よりシャッター等の販売及び受注に関し独占禁止法第3条に違反する行為（全国価格カルテル、近畿地区受注調整）があるとして、2件の排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、課徴金を納付しました。

この排除措置命令及び課徴金納付命令について、2010年7月に公正取引委員会に審判手続開始を請求し、2020年8月に公正取引委員会から課徴金納付命令の一部を取り消し、その余の審判請求を棄却する旨の審決を受けました。

当社は審決の内容を慎重に精査し検討しました結果、2件の排除措置命令及び課徴金納付命令のうち全国価格カルテルについて、当社の審判請求を棄却した審決を不服として、2020年9月に東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起いたしました。

そして、2023年4月に東京高等裁判所から、本件提訴を棄却する旨の判決を受けました。その後当社は、判決の内容を慎重に精査し対応を検討してまいりましたが、判決の内容を不服として、上告提起および上告受理申立を行うことを決定いたしました。

なお、現時点において本件が、当社の決算及び財務状況に大きな影響を与える見込みはないものと判断しております。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産	の 部	負 債	の 部
流 動 資 産	13,327,606	流 動 負 債	10,230,008
現金及び預金	4,699,625	支払手形及び買掛金	4,576,557
受取手形	395,521	短期借入金	1,000,000
売掛金	2,914,405	1年内返済予定の 長期借入金	2,239,500
契約資産	1,032,572	リース債務	194,714
電子記録債権	1,172,187	未払金	523,310
仕掛品	1,113,623	未払法人税等	248,611
原材料及び貯蔵品	1,286,756	契約負債	198,295
その他	714,786	賞与引当金	567,629
貸倒引当金	△1,873	工事損失引当金	150,421
固 定 資 産	6,999,664	その他	530,967
有 形 固 定 資 産	5,408,065	固 定 負 債	1,122,172
建物及び構築物	985,783	長期借入金	329,800
機械装置及び運搬具	68,498	リース債務	758,344
工具、器具及び備品	151,685	退職給付に係る負債	29,233
土地	3,557,343	その他	4,795
リース資産	644,754	負 債 合 計	11,352,180
無 形 固 定 資 産	238,938	純 資 産 の 部	
電話加入権	24,097	株 主 資 本	8,808,642
リース資産	209,100	資本金	2,024,213
その他	5,740	資本剰余金	186,000
投資その他の資産	1,352,660	利益剰余金	6,647,518
投資有価証券	69,536	自己株式	△49,089
退職給付に係る資産	981,903	その他の包括利益累計額	166,446
繰延税金資産	75,788	その他有価証券評価差額金	24,105
その他	227,104	退職給付に係る調整累計額	142,341
貸倒引当金	△1,673	純 資 産 合 計	8,975,089
資 産 合 計	20,327,270	負 債 純 資 産 合 計	20,327,270

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	21,487,506
売上原価	15,476,173
売上総利益	6,011,332
販売費及び一般管理費	4,530,717
営業利益	1,480,614
営業外収益	
保険配当金	22,615
スクラップ売却益	7,901
その他	17,411
	47,928
営業外費用	
支払利息	66,786
シンジケートローン手数料	21,727
支払手数料	30,000
その他	42,693
	161,207
経常利益	1,367,335
税金等調整前当期純利益	1,367,335
法人税、住民税及び事業税	363,840
法人税等調整額	43,859
	407,699
当期純利益	959,635
親会社株主に帰属する当期純利益	959,635

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
監査報告

計算書類
監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

東洋シャッター株式会社
取締役会 御中

栄 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 横 井 陽 子
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 比 佐 進 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋シャッター株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋シャッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,287,899	流 動 負 債	10,210,994
現金及び預金	4,663,169	支払手形	3,866,579
受取手形	395,521	買掛金	714,834
売掛資産	2,914,405	短期借入金	1,000,000
約束手形	1,032,572	1年内返済予定の	
電子記録債権	1,172,187	長期借入金	2,239,500
有価証券	100,000	リース債務	194,714
仕掛品	1,114,017	未払金	523,310
原材料及び貯蔵品	1,284,314	未払費用	228,590
前払費用	135,552	未払法人税等	248,520
短期貸付金	379	未払消費税等	193,610
未収入金	466,155	契約負債	198,295
その他金	11,496	預り金	88,346
貸倒引当金	△1,873	賞与引当金	551,971
固 定 資 産	6,848,393	工事損失引当金	150,421
有 形 固 定 資 産	5,407,506	設備関係支払手形	12,299
建物	923,359	固 定 負 債	1,092,939
構築物	62,424	長期借入金	329,800
機械及び装置	67,400	リース債務	758,344
車両運搬具	539	長期未払金	4,795
工具、器具及び備品	151,684	負 債 合 計	11,303,933
土地	3,557,343	純 資 産 の 部	
リース資産	644,754	株 主 資 本	8,808,254
無 形 固 定 資 産	238,645	資本金	2,024,213
電話加入権	23,804	資本剰余金	186,000
ソフトウェア	2,436	資本準備金	186,000
リース資産	209,100	利 益 剰 余 金	6,647,131
その他	3,303	利益準備金	230,075
投 資 其 他 の 資 産	1,202,241	その他利益剰余金	6,417,055
投資有価証券	69,536	繰越利益剰余金	6,417,055
関係会社株式	0	自 己 株 式	△49,089
長期貸付金	71	評価・換算差額等	24,105
破産更生債権等	1,673	その他有価証券評価差額金	24,105
差入保証金	136,964	純 資 産 合 計	8,832,360
事業保険積立金	51,507	負 債 純 資 産 合 計	20,136,293
長期前払費用	36,864		
前払年金費用	776,859		
繰延税金資産	130,414		
その他	22		
貸倒引当金	△1,673		
資 産 合 計	20,136,293		

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		21,487,506
売上原価		15,485,224
売上総利益		6,002,282
販売費及び一般管理費		4,489,751
営業利益		1,512,530
営業外収益		
保険配当金	22,615	
スクラップ売却益	7,901	
その他	17,391	47,908
営業外費用		
支払利息	66,786	
シンジケートローン手数料	21,727	
支払手数料	30,000	
その他	42,693	161,207
経常利益		1,399,232
税引前当期純利益		1,399,232
法人税、住民税及び事業税	363,658	
法人税等調整額	45,444	409,102
当期純利益		990,129

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
監査報告

計算書類
監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

東洋シャッター株式会社
取締役会 御中

栄監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 横井陽子
業務執行社員
指定社員 公認会計士 比佐進一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋シャッター株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。

(2)連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

東洋シャッター株式会社 監査役会

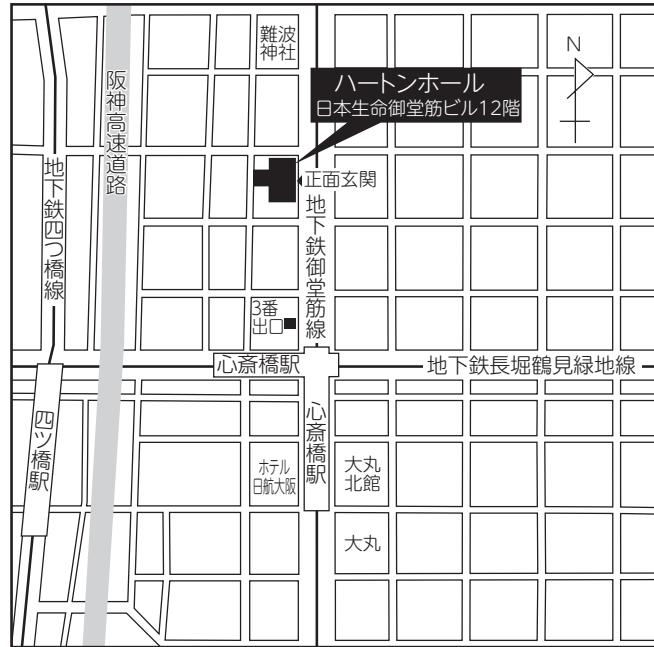
常勤監査役	林	修一	印
常勤監査役	松澤	慎治	印
社外監査役	嶋田	薫	印
社外監査役	野中	徹也	印

以上

株主総会会場のご案内

開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。

株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。



会場

大阪市中央区南船場4丁目2番4号
ハートンホール日本生命御堂筋ビル
12階「コスモス」

日時

2024年6月20日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

交通

地下鉄御堂筋線心齋橋駅3番出口から **徒歩約2分**

※駐車場はご用意いたしておりませんので、当日はお車でのご来場はご遠慮願います。